

熊本県行政文書等の管理に関する条例施行規則(平成 24 年熊本県規則第 25 号)新旧対照表

旧	新
<p>(条例第 2 条第 3 項第 3 号の一般の利用に供することを目的として特別の管理がされている文書の範囲)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 当該文書に個人情報(_____個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と_____照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。))をいう。以下この号及び第 5 条において同じ。)が記録されている場合にあっては、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じていること。</p>	<p>(条例第 2 条第 3 項第 3 号の一般の利用に供することを目的として特別の管理がされている文書の範囲)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 当該文書に個人情報(<u>生存する</u>個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と<u>容易に</u>照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。))をいう。以下この号及び第 5 条において同じ。)が記録されている場合にあっては、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じていること。</p>